

経済安全保障法制に関する有識者会議  
特許非公開に関する検討会合  
第二回資料

令和4年1月11日

# 第1回特許非公開に関する検討会合 議事のポイント

## ① 制度新設の必要性・制度の枠組み

- ✓ 特許非公開制度は早期に導入すべき。理由としては、我が国の特許制度において出願人が公開に懸念を持つような機微技術であっても公開を促す制度となってしまうこと等。
- ✓ 非公開制度を導入するのであれば、秘密保持義務や外国出願制限もセットで検討する必要がある。
- ✓ イノベーションの促進との調和が課題。海外で特許を先に取りられてしまい、かえって経済安全保障の武器を失ってしまうおそれもある。

## ② 対象にすべき発明のイメージ

- ✓ 非公開の対象とすべき発明は、いわゆる国防上の機微性が極めて高いものとすべき。
- ✓ 非公開になり得る特許の範囲や、外国出願が制限される技術の分野があらかじめ特定されていることが重要。他方、要件を細目化しすぎると政府の評価能力をテストする悪意の出願が行われるおそれがあるため、バランスが課題。
- ✓ 対象となる技術分野は絞り込む必要がある。シングルユース技術であれば当事者もその機微性を認識している。他方、デュアルユース技術全体に広く網を掛けることは非現実的であり、対象に含めるにしても限定すべき。小さく生んで育てるという発想が必要。

## ③ 機微発明の選定プロセスの在り方／④ 選定後の手続と漏えい防止措置

- ✓ まず特許庁が一次審査を行い、その後、別の機関が機微性を審査するという2段階の審査の形にならざるを得ない。
- ✓ 二次審査の主体として継続的に見ていくことのできる組織・機関を設けることを検討すべき。
- ✓ 審査に要する期間は短い方がよいが、一次審査で対象が絞られており予見性があるのであれば、10月程度までは許容可能ではないか。
- ✓ 出願者の意見陳述の機会、出願者の意向を踏まえた上で手続の進行を行う仕組みが必要ではないか。
- ✓ ひとたび非公開の指定がされた以上、そのプロセスから離脱を認めることは考えづらい。
- ✓ 技術は日進月歩であり、指定継続の必要性については、随時見直しが行われるべき。

## ⑤ 外国出願制限の在り方／⑥ 補償の在り方

- ✓ 制度を導入する以上、外国出願の制限はやむを得ない。前提として対象を絞る必要がある。
- ✓ 対象となる発明の要件を予見可能な形で規定した上で、場合によっては政府に相談できる制度を設けるべきではないか。
- ✓ 損失補償は必要。具体的にどこまで補償するかは今後議論すべき。

# 特許非公開に関する論点（案）

## 論点① 制度新設の必要性・どのような制度とすべきか

- 特許付与を留保する枠組み（米・英・仏）とするか、特許付与した上で保全する枠組み（独・中）とするか
- 出願書類の一部のみ非公開にするという考え方について

## 論点② 保全すべき発明のイメージ

- どのような視点により対象発明を選定するか  
※ 次ページ参照

## 論点③ 機微発明の選定プロセスの在り方

## 論点④ 保全中の漏えい防止の在り方及び保全の期間

- 指定前、指定後の特許手続からの離脱を認めるべきか
- 保全指定後、どのような保全措置を講ずるべきか（出願人による開示、実施等の制限など）
- 罰則の要否

## 論点⑤ 外国出願制限の要否と在り方

- 外国出願制限の適用対象、適用期間についてどのように考えるか
- 罰則の要否

## 論点⑥ 補償の要否と在り方

- 補償の対象となる範囲についてどのように考えるか

# 論点②：対象にすべき発明のイメージ

(イメージ)

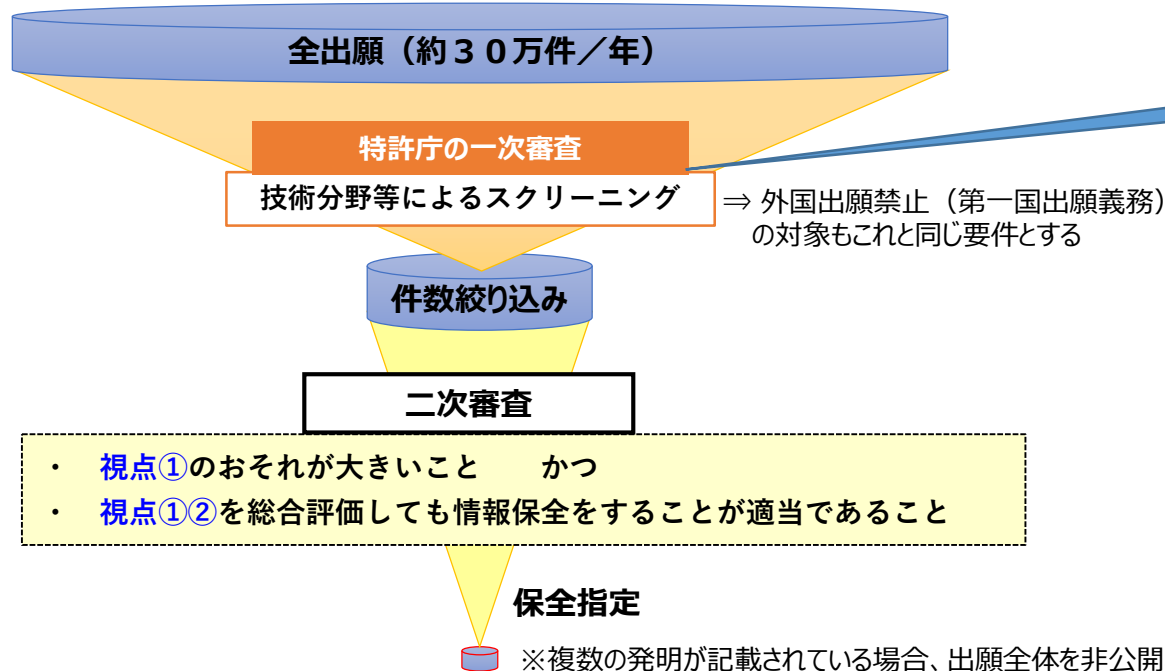
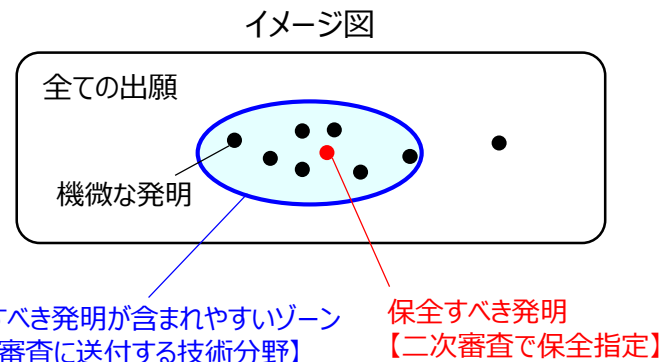
## 対象発明を選定する視点（一次審査・二次審査に共通）

### 視点①：技術の機微性

- ▶ 我が国の安全保障を損なう事態を生ずるおそれ  
(例えば、核兵器を含む大量破壊兵器につながる技術など)

### 視点②：経済活動・イノベーションへの影響

- ▶ 非公開とし、発明の実施や外国出願を制限することで、産業の発達にどの程度の影響（支障）を及ぼすか



### 一次審査の考え方

- ▶ 一次審査で対象を極力絞り込む。
- ▶ 明確に、かつ、特許庁による選別に馴染む要件とする。
- ▶ 視点①②双方の観点を踏まえた技術分野を用いて絞り込む。
- ▶ デュアルユース技術については、視点②の観点を踏まえ慎重に検討。技術分野の要件に加え、国の委託事業、防衛用途等の要件で絞り込む案もあり得る。